

## 大治町地域防災計画修正の要旨（平成25年度）

1. 第1編「風水害等災害対策計画」第1章 総則 第2節 計画の性格及び基本方針について、計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める旨を明記しました。
2. 第1編「風水害等災害対策計画」第2章 災害予防計画 第8節「災害時要援護者の安全確保対策計画」について、帰宅困難者対策として、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から広報する旨、また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うよう努める旨を明記しました。
3. 第1編「風水害等災害対策計画」第3章 災害応急対策計画 第3節「情報の収集、伝達計画」について、災害時における広報手段に携帯端末（緊急速報メール機能、メール配信サービス含む。）による情報提供と、コミュニティFMラジオ（M I D-F M76.1MHz、エフエムななみ77.3MHz）に対する放送依頼を追加しました。
4. 第1編「風水害等災害対策計画」第3章 災害応急対策計画 第4節「通信計画」について、町防災行政無線の運用にあたり、より有効な通信手段の確保及び通信設備の整備に努める中で、国から受信した緊急情報の自動放送を可能にするため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機を整備し、防災行政無線と連動させる旨を明記しました。
5. 第1編「風水害等災害対策計画」第3章 災害応急対策計画 第17節「医療及び助産計画」について、医療・助産の救護活動の実施にあたり、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を求める旨、また、地域災害医療対策会議に参画し、情報の共有を図るとともに、必要に応じ県及び近隣市町村に応援を求める旨を明記しました。

6. 第2編「地震災害対策計画」第2章 災害予防計画 第6節「建築物耐震推進計画」について、耐震改修費補助制度の記載内容の修正及び耐震シェルター整備費補助制度に関する記述を追加しました。
7. 第2編「地震災害対策計画」第2章 災害予防計画 第10節「災害時要援護者の安全確保対策計画」について、災害時要援護者等の状況把握において、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努める旨を明記しました。
8. 資料編について、＜資料3―4＞として携帯電話・衛星携帯電話番号一覧を追記、＜資料4―1＞避難所一覧に、広域避難場所一覧を追加しました。